

児童扶養手当過誤払返納金債権管理要綱

平成19年4月1日 一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）第6条の規定に基づく認定を受け児童扶養手当（以下「手当」という。）を受給中または受給していた者のなかで、手当の過誤払いによる返納金がある者（以下「債務者」という。）に対する過誤払いによる返納金の債権管理事務の円滑かつ適切な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において過誤払返納金とは、次の各号の1に該当する場合をいう。

- 一 法第4条に規定する支給要件に該当しなくなったが、受給者等からの届出が遅延したため誤って支払った手当金
- 二 支給対象児童数について変動があったが、受給者等からの届出が遅延したため、支給すべき額を超えて支払った手当金
- 三 その他事務処理上の誤りにより、支給すべきでない者に支給し、または支給すべき額を超えて支払った手当金

(返納金の通知)

第3条 過誤払金が生じたときは、この額を決定し、児童扶養手当過誤払金返納通知書（様式第1号）を納入（返納）通知書（財務規則様式第19号（1）、様式第21号（1）または様式第21号（2））とともに債務者あてに送付する。

- 2 前項の決定をしたときは、債権管理簿（財務規則様式第121号（14））に記載し管理する。

(分割納付の決定)

第4条 債務者から児童扶養手当過誤払金返納確約書（様式第2号）、履行延期申請書（様式第3号）、生活状況申立書（様式第

4号)の提出があった場合には、返還期間1年を限度として、債務者の支払能力及び資産の状況等を総合的に判断し、1年を限度として分割納付を決定することができる。

ただし、債務者の支払能力及び資産の状況等を総合的に判断し、1年間で完済することが困難と認められ、かつ債務者から関係書類の提出があった場合は、再度1年を限度として分割納付を決定することができることとし、その後も必要と認められる場合については同様とする。

2 前項の規定により分割納付を決定したときは、児童扶養手当過誤払返納金履行延期決定通知書(様式第5号)を債務者に送付し、債権管理簿に記載し管理する。

(返納金の内払調整)

第5条 法第31条の規定に基づき、過誤払返納金は、その後に支払う手当金があるときは、その返納すべき手当金の内払金とみなすことができる。

(一括返納)

第6条 債務者は、未返納残金について第4条の規定にかかわらず、いつでも一括返納できる。

2 債務者が故意に返納金の支払を怠ったときは未返納金残額について、児童扶養手当過誤払金一括返納請求書(様式第6号)を送付し、一括返納を命じることができる。

(返納金の返納猶予)

第7条 債務者が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第171条の6第1項の各号の1に該当するときは、1年を限度として返納金の返納を猶予することができる。ただし、返納を猶予する事由が期間経過後も継続している場合には、債務者からの申請に基づき期間を再度延長することができる。

2 返納金の返納猶予を受けようとする債務者は、児童扶養手当過誤払金返納猶予申請書(様式第7号)に返納が困難であることを証明する書類を添えて提出しなければならない。

3 前項の申請があったときは、返納猶予の可否を決定し、債務者に児童扶養手当過誤払金返納猶予決定通知書（様式第8号）を送付する。

（督促）

第8条 債務者が履行期限までに返納金を支払わなかったときは、履行期限の翌日から起算して40日以内に督促状（財務規則様式第109号（1）または様式第109号（2））により督促しなければならない。

2 督促状には、その発行の日から7日以上15日以内において、適宜納期限を指定するものとする。

（催告）

第9条 前条に規定する督促状に定めた納期限経過後も未納の者については、適宜催告をするものとする。

（附則）

この要綱は、昭和60年8月1日以降認定した手当で、平成5年4月1日以降発生した過誤払金について適用する。